

うつ病労災を発生させながら 反省しない東芝の責任を明確にする判決を

東芝深谷工場で液晶開発技術者として働いていた重光由美さんは、長時間過密労働や、厳しいノルマ、体調不良を訴えてもリーダー業務をさせられるという状況で、うつ病を発症し、休職に追い込まれました。重光さんと同じ業務に従事した同僚が半年間に2名自殺(1名労災認定)しており、当時の東芝の労働環境に問題があったことは明白です。

平成20年4月に東京地裁は、東芝の過失を全面的に認める解雇無効の判決を出しました。平成21年5月には国に労災に認定されました。しかし東芝は、国の労災認定さえも否定する主張を今も続け、裁判を長期化させ、重光さんを苦しめています。うつ病、自殺が社会問題となり、メンタルヘルスの重要性が年々叫ばれる中、社会の模範となるべき大企業東芝のこの対応は、司法から厳しく断罪されるべきです。

偏見が根強い病気でありながら、同じ境遇の多くの人々の支えとなり頑張っている重光さんに応える、すばらしい判決を1日も早くお願いします。

年 月 日

住所：

氏名：

メッセージ：